

様式2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	富士山観光振興グループ
契約締結年月日	令和8年4月30日
契約者名	富士観光開発株式会社
契約名	富士登山規制周知業務（富士北麓駐車場）委託
契約金額 （税込み）	2,288,000円
随意契約理由	<p>富士北麓駐車場は、登山者のシャトルバスへの乗り換えのための駐車場である。指定管理者が、インフォメーションセンターでの案内業務、駐車料金徴収所の設置及び徴収員による駐車料金の徴収、警備員及び誘導員による車両の誘導などを行うことで、駐車場利用者への対応を行っている。</p> <p>本業務は、令和6年度から始まった富士登山規制の実施について広く周知するものであり、その実施にあたっては、富士登山規制の詳細及び指定管理業務に関する理解と、富士山五合目の状況に応じた指定管理者の職員（駐車料金徴収員、場内警備員、誘導員、インフォメーションセンター案内人）との迅速な情報共有及び意思統一、緊密な連携による駐車場利用者への案内及び車両の誘導を行うことが必須となる。</p> <p>本業務で行う具体的な業務には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な国から富士登山に訪れる駐車場利用者に対して、インフォメーションセンター案内人と連携した多言語による富士登山規制内容の丁寧な周知、案内。</li> <li>・五合目における登山者の状況を随時把握し、指定管理者の職員との緊密な連携対応。</li> <li>・五合目における登山者の状況に応じて、指定管理者が管理する場内アナウンスを使用して登山者の状況を駐車</li> </ul>

	<p>場利用者に周知。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 時間規制、人数規制により登山できない場合に、駐車場に入ろうとした車両にその旨を丁寧に説明し、駐車をやめる場合の場内警備員や誘導員と連携した場外への安全円滑な誘導及びクレーム処理。</li> <li>・ 登山規制を知らなかった登山者（特に外国人）等からのクレームに対する、指定管理者の職員と連携した対応。といったものがある。</li> </ul> <p>これら業務は、指定管理者と一体となった緊密な連携がなければ適切に実施することができないものであり、これらが適切に実施されなかった場合は、登山規制を知らないまま登山者が五合目に来てしまい、五合目に多くの滞留者が発生するとともに、五合目料金所での激しいクレームが発生するなど、登山規制の適切な実施に大きく影響する恐れがある。連携不足や情報共有漏れによるトラブルを未然に防ぎ、登山規制を広く円滑に周知することができるのは、指定管理者である富士観光開発(株)だけである。</p>
<p>随意契約の適用条項</p>	<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号</p> <p>山梨県財務規則第 137 条第 3 項</p>